

自治体産業医オンラインネットワークのご案内

Microsoft Teams を活用し、日常的に情報共有や相談を行う場を提供

公務職場特有の課題に対応する、全国の産業医ネットワーク

民間企業と異なる自治体特有の職務環境や判断に迷う事例について、全国の産業医仲間や有識者アドバイザーと日常的につながり、知見を共有できます。

現在の参加状況

250 名

全国の自治体産業医が参加中

自治体産業医連携推進事業の目的・二大柱

【事業目的】 自治体産業医を対象に、公務職場特有の課題に対応するための知識・実務情報の提供と産業医同士の連携強化を図る。

対面・集合型

自治体産業医研究会

年1回、特定のテーマについて、実践的な解決策を検討

- ・ 有識者による講演
- ・ 自治体による先行事例の紹介
- ・ グループ討議

日常・オンライン型

自治体産業医オンラインネットワーク

Microsoft Teams を活用し、日常的に情報共有や相談を行う場を提供

- ✓ 実務相談（Q&A）
- ✓ 国からの通知などの配信
- ✓ 衛生講話用コンテンツの提供
- ✓ 有識者によるコラムの掲載

運営・支援体制

事務局（実施主体）

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

専門的協力

幹事・アドバイザー（自治体産業医・有識者）

支援

総務省・地方公務員災害補償基金

参加お申し込み・お問い合わせ

本ネットワークへのご参加は無料です。

お申し込みは地方公務員安全衛生推進協会 企画課までお問い合わせください。

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 企画課

Tel. 03-3230-2021 メール：sangyoi-n@jalsha.or.jp



オンラインネットワークの主なコンテンツ

日々の産業医活動にそのまま活用できる実務機能と提供教材

実務相談 (Q&A)

日々の業務での悩みや疑問を共有。他の自治体産業医や有識者アドバイザーから、直接助言が得られます。

有識者コラム

産業医業務に焦点を当てたテーマ別コラムを連載。実務に即した最新の知見を習得できます。

衛生講話ツールの提供

職員向けの研修や衛生講話でそのまま活用できる、専門家作成の資料を提供します。

総務省通知などの即時共有

総務省通知や自治体の安全衛生に関する統計資料などを、タイムリーに配信・閲覧可能です。

オンラインネットワーク：実務相談Q&A

【実務相談Q&Aの例】

Q. 長時間労働者の面接拒否への対応

「面接しても時間が減らないので意味がない」と言われる場合、どう対応すべきか？

回答 1：

産業医には業務を減らす権限はないので、「面接しても時間外が減らないので意味ない」というのはおっしゃる通りです。それでも、面接の意味は大きく二つあり、一つは医師による意見書が記録として残ること、もう一つは面接を通して……

回答 2：

自分も定型文を用意しています。
例：このまま月80時間を超える長時間労働が続きますと……

※他の自治体産業医や有識者から直接助言が得られます。

オンラインネットワーク：衛生講話ツール

★ 専門家が作成したスライド資料を、そのまま職場で活用可能

職員向け研修や衛生委員会での講話ですぐに使えるPDFを提供しています。

過重労働対策

高年齢職員対策の基本

熱中症対策

健康診断と就業上の措置

など

オンラインネットワーク：有識者コラム

★ 産業医業務に焦点を当てたテーマ別コラムを連載

第一線の専門家による最新知見を随時配信しています。

睡眠

高年齢職員の安全衛生対策

女性の健康支援

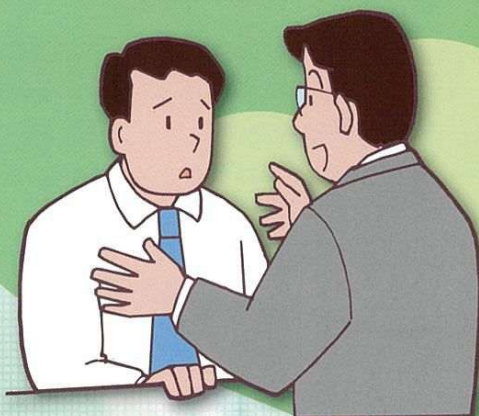
など

メンタルヘルス対策支援専門員 をご活用ください。

大規模災害又は特殊災害が発生し、職員の惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体（以下「自治体」という。）等に豊富な知識や経験をもつ臨床心理士等がお伺いし、個別面接や心の健康セミナーなどの支援を行います。

1

個別面接



2

心の健康セミナー



3

メンタルヘルスマネジメント支援

改善
提案

アドバイス



1 対象自治体

大規模災害又は特殊災害が発生し、職員の惨事ストレスの発生が危惧される自治体からの要請に基づき、当協会があらかじめ登録した臨床心理士等を派遣し、自治体が行うメンタルヘルス対策を支援します。

一般のオフィスはもちろん、清掃、給食、水道、下水道、保育所、学校、交通、消防、病院など職種を問わずどこにでもお伺いします。支援専門員の派遣に係る費用は一切かかりません。

2 支援の内容

① 個別面接

個別面接により、職員の心の健康状況を見極め、サポートを必要とする職員に対しては相談窓口や医療機関等を紹介します。

※診療行為は行いません。

② 心の健康セミナー（一般職員向け、管理監督職員向け）

職員の PTSD 反応への正しい知識と理解を高め、ストレス耐性を高めることなどを目的とした自治体の研修会等に講師を派遣します。

③ メンタルヘルスマネジメント支援

自治体の安全衛生管理担当者向けにメンタルヘルス管理体制整備のアドバイス等を行います。

※「①個別面接」又は「②心の健康セミナー」と一緒に実施する事が条件となります。

3 支援事業の流れ

1 申し込み

自治体で支援を受けたい支援項目を選定し、当協会へ要請書を提出していただきます。

（個別面接や心の健康セミナーの対象者は、自治体で選定していただきます）

ホームページに掲載する要請書にご記入のうえ、お申し込みください。

 <http://www.jalsha.or.jp/>

※応募団体多数の場合はお受けできないことがありますので、ご了承ください。

2 審査及び決定

要請内容を審査し、決定の場合は決定通知をお送りします。

3 事前打合せ

内容、日程、事前提出書類等について打合せを行います。

4 メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業の実施

専門員を派遣し、個別面接、心の健康セミナー（一般職員向け、管理監督職員向け）、メンタルヘルスマネジメント支援の実施

お問い合わせ ☎03-3230-2021

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 企画課

メンタルヘルス対策の 相談窓口をご活用ください

無料

地方公共団体等の**管理職員、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員向け**に、相談窓口を設置しています。

個々の職員への対応方法から、職場の体制づくりまで、

メンタルヘルス対策に関する相談を幅広く受け付けています。

相談には、臨床心理士等の相談員が電話やWeb、メールでアドバイス等を行います。

費用はかかりませんので、お困りの際には、一度ご相談ください。

相談例



ストレスチェックの
結果を活用した
職場環境改善に
取り組みたいの
ですが…

休みがちで、
元気がない
職員がいるのですが、
うつ病に
ならないか心配です。
どうしたら？

療養休暇を
とっていた職員が
職場復帰するのですが
注意すべき点などは
ありますか？



職場でトラブルを
起こしがちな職員がいて
困っています。
どう対応したら
よいのでしょうか？



電話・Web相談



原則、週2日【月・木】
10:00～16:00
(12:00～13:00を除く)

専用ダイヤル

03-5213-4310



メール相談

全日24時間

原則、ご相談に対する回答は、電話相談受付日となります

専用アドレス

menherusodan@jalsha.or.jp

対象者

ご利用者

地方公共団体等の

- 管理職員
- 人事・職員厚生担当者
- 衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員

※メンタルヘルス不調者本人等は、対象としていません。

相談内容

こんな相談ができます

- メンタルヘルス不調者に対する対応方法
- ストレスチェックの実施方法
- メンタルヘルス対策全般
- ハラスメント事案への対応方法



相談方法

電話・Web相談



専用ダイヤル **03-5213-4310**

相談受付日は、当協会ホームページにてご確認ください。

ホームページURL <https://www.jalsha.or.jp/>



協会HP

受付日及び時間

原則、週2日【月・木】 **10:00~16:00**

(12:00~13:00を除く)

※祝日や年末年始の前後等は、変更があります

メール相談



専用アドレス **menherusodan@jalsha.or.jp**

受付日及び時間

全日24時間

※原則、ご相談に対する回答は、電話相談受付日となります

相談内容を踏まえ、必要性が高い場合には、相談員を現地に派遣します。

注意事項

- 相談は、臨床心理士等のメンタルヘルス相談員がご対応させていただきます。
メールによる相談は、原則、電話又はメール返信により、電話相談受付日に回答させていただきます。
- 相談内容とお答えした内容については、個人情報や個人・団体の特定に繋がるような情報を削除し、改編した上で、事例等として当協会ホームページで公開させていただく場合があります。

職場環境改善 アドバイザー

を ご 活 用 く だ さ い



どうしたら
もっと安全に作業
できるだろう？

公務災害が
なかなか
減らないなあ…

職場巡視って
何に気をつけて
見たらいいの？

知識・経験豊富な職場環境改善アドバイザー（安全管理士、衛生管理士、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等）があなたの職場にお伺いし、問題点を明らかにして改善に向けたアドバイスをを行います。

職場環境改善アドバイザー 3つの特徴

① 広範囲な対象事業

地方公共団体の職場であれば業種は問いません。



② オーダーメイドの診断

施設や作業方法など、希望に合わせて診断を行います。

③ 費用負担はありません

診断料や旅費などの経費は一切かかりません。



お気軽にご相談ください

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

職場環境改善アドバイザー 3つの特徴

1 広範囲な対象事業

職場環境改善アドバイザーを派遣できる事業場の種類はさまざま。庁舎の執務室はもちろん、清掃、給食、水道、下水道、保育所、病院、学校、交通、消防、調査研究機関など、地方公共団体の職場であれば派遣可能です。



2 オーダーメイドの診断

「職場の安全を専門家の目でチェックしてほしい」「作業の流れを見てもらえないか」「法律に適合しているか見てほしい」。どんな悩みでも、まずはご相談ください。できる限りご要望に応じた診断を行います。



3 費用負担はありません

診断料や旅費などの派遣に係る費用は当協会が一切負担します。ぜひ一度ご利用ください。（応募団体多数の場合は、お受けできないことがあります。）

職場環境改善アドバイザー派遣の流れ

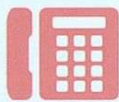


1 お申し込み

当協会ホームページに掲載の申込書にご記入のうえ、お申し込みください。

URL : <https://www.jalsha.or.jp/>

応募団体多数の場合はお受けできないことがあります。ご了承ください。



2 電話による事前打合せ

内容、日程、事前提出書類について打合せを行います。



3 安全衛生診断

当日は、診断前打合せの後、診断を行います。診断後、指摘箇所の画像を見ながらアドバイザーによる講評を行います。



4 報告書を送付

診断結果を報告書にして地方公共団体へお送りします。

診断で指摘された内容について、改善報告等の必要はありません。

まずはお電話を **03-3230-2021**



作業環境測定士 派遣事業



をご活用ください!!

職場の安全と職員の健康を守るため、作業環境測定士を、地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合)に派遣して作業環境を測定し、測定結果に基づくアドバイスを行います。

※本事業で行う作業環境測定は、労働安全衛生法上義務付けられた法定の作業環境測定とはなりません。

作業環境測定とは?

作業環境の実態を把握するため、空気環境その他の作業環境について、測定計画を立て、採取作業及び分析作業等を行うことをいいます(職場の有害因子を測定して、職員への影響を把握するものです)。



対象事業場

地方公共団体の事業場(業種は問いません)

※地方公務員災害補償法が適用される職員が在籍している事業場に限りです。

対象業種(例)

- ・事務(情報機器作業環境、事務所環境)
- ・上下水道(水質検査等で使用する有機溶剤、特定化学物質 等)
- ・清掃(騒音・金属・粉じん)
- ・試験研究機関(有機溶剤、特定化学物質 等)
- ・病院(ホルムアルデヒド、キシレン、エチレンオキシド 等)
- ・土木現場(溶接ヒューム)等



費用

地方公共団体の負担はありません!



測定内容(例)

事業場の作業環境測定を行います。

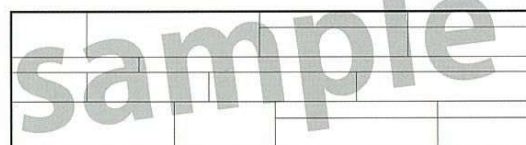


情報機器作業の環境測定
(照度、作業姿勢など測定)



測定した結果は、
結果報告書としてお送りします。

作業環境測定結果報告書(証明書)



まずは、お気軽にお問合せください。

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 調査研究課

TEL 03-3230-2021 FAX 03-3230-2266

E-mail choken@jalsha.or.jp

詳しくはホームページをご確認ください。
要請書類等もダウンロードできます。

ホームページ [地方公務員安全衛生推進協会](#)   「職場環境改善」

公務災害防止対策 アドバイザー派遣事業

をご活用ください!!

公務災害防止に関する専門家(アドバイザー)を、
下記対象事業場を有する地方公共団体(都道府県・
市区町村・一部事務組合)に派遣して、専門的な見地
からアドバイスを行います。



対象事業場

地方公共団体の事業場で

**①過去に死亡災害等、重大な
公務災害が発生した事業場**

**②近年連続して公務災害が
発生している事業場 等**

※地方公務員災害補償法が適用される職員が在籍している
事業場に限りです。



費用

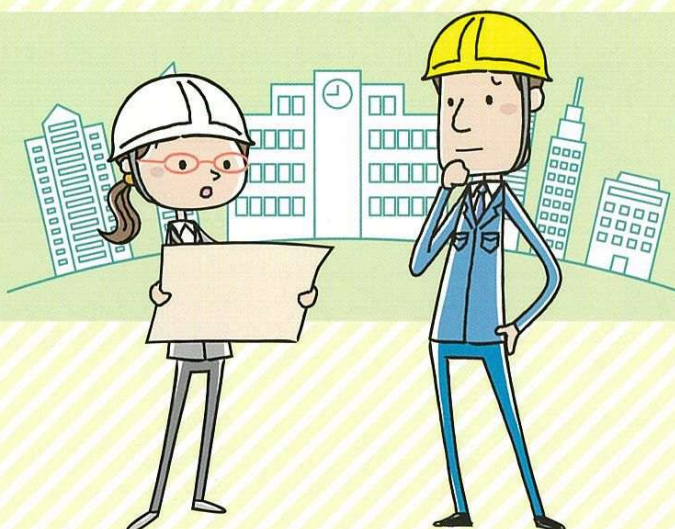
地方公共団体の負担はありません!

※アドバイザーの派遣費用(謝金、旅費交通費)は当協会が負担します。ただし、謝金の額等は当協会の基準によります。協会の基準額を超える場合は各団体のご負担となりますので、ご注意ください。



事業内容

・アドバイザーが公務災害発生の現場や状況を確認したうえで、公務災害防止対策をアドバイスします。



・アドバイザー及び実施形式(講義、グループワーク、質疑応答等)はご要望に応じます。

まずは、お気軽にお問合せください。

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 調査研究課

TEL 03-3230-2021 FAX 03-3230-2266

E-mail choken@jalsha.or.jp

ホームページ

地方公務員安全衛生推進協会



「職場環境改善」

詳しくはホームページをご確認ください。
要請書類等もダウンロードできます。

オンデマンド研修のご案内

対面での研修会に参加できない職員の方にも研修機会を持っていただけるよう、オンデマンド方式による研修会を開催します。

令和8年度は、昨年度開催した「安全衛生基本研修会」を引き続き開催するとともに、地方公共団体から開催の要望が多く寄せられた「復職支援」について、「基本編」と「対応事例編」として開催し、復職支援に係る基本的事項から具体的な対応に係るケーススタディなど、幅広く学ことができる内容としております。

受講いただくことで、安全衛生活動を進める上で必要となる基礎知識等を習得していただけます。地方公務員であれば無料で受講できますので、ぜひご利用ください。

<配信期間>

令和8年7月1日（水）～12月31日（木）

<カリキュラム>

裏面をご参照ください。

<視聴方法>

当協会のホームページの「研修・セミナー」のページに「安全衛生基本研修会（オンデマンド）」「復職支援（オンデマンド）」申込みへのリンクがありますので、視聴登録をしてください。

登録した職場の個人メールアドレスに、「URL、ID 及びパスワード」が送信されます。

<レジュメ>

各講義に関するレジュメは、視聴ページからダウンロードできます。

レジュメは、受講者本人の利用に限ります。

<アンケート>

受講後はアンケートにご協力ください。

～オンデマンド研修に関するお問い合わせは下記までどうぞ～
一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 研修課
電話 03-3230-2021

令和 8 年度オンデマンド研修

1. 安全衛生基本研修会

31 分	講義「地方公務員の安全衛生について」 総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室 安全厚生係長 出口 晴貴
①34 分 ②19 分	講義「安全衛生管理の基本」(2 分割) ・安全衛生関係法令 ・管理体制のあり方 など 椎野労働衛生コンサルタント事務所 代表 椎野 恭司
①19 分 ②24 分	講義「安全衛生委員会の効果的な進め方、活かし方」(2 分割) 椎野労働衛生コンサルタント事務所 代表 椎野 恭司
①28 分 ②33 分	講義「職場のメンタルヘルス対策」(2 分割) ・セルフケア ・ラインケア など あらたけ労働衛生コンサルタント事務所 所長・医学博士 荒武 優
①17 分 ②19 分	講義「健康の保持増進」～働く人の健康管理を中心に～ (2 分割) ・作業関連疾患 ・過重労働対策 など あらたけ労働衛生コンサルタント事務所 所長・医学博士 荒武 優

2. 復職支援

31 分	講義「メンタルヘルス不調でお休みした職員への職場復帰支援」 －支援を行っていないあるいは基礎から知りたい団体様向け、基本編－ 心のサポートオフィス 代表 齋藤 修司
32 分	講義「メンタルヘルス不調でお休みした職員への職場復帰支援」 －既に支援を行っている団体様向け、難しいケースの対応事例編－ 心のサポートオフィス 代表 齋藤 修司

公務災害防止対策セミナー 市町村研修支援のご案内

公務災害防止対策セミナー市町村研修支援は、市町村職員の公務災害の未然防止を目的として、地方公共団体等が実施する市町村職員対象の公務災害防止対策研修（法定の教育は除く）に関して、講師の派遣等について支援を行います。

◆支援対象研修は次のとおりです。

- （１）都道府県が管内市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）職員を対象として実施する公務災害防止対策研修
- （２）都道府県の市長会、町村会及び管内市区町村職員を対象として研修を実施する公共的団体が、当該団体の構成市区町村の職員を対象として実施する公務災害防止対策研修
- （３）市区町村が、当該市区町村の職員を対象として実施する公務災害防止対策研修

注１：上記研修の受講者数は、概ね５０人以上とします。

注２：同一の地方公共団体等への支援は年１回とし、５年間に３回までの支援を限度とします。

注３：支援を希望する地方公共団体等が多数の場合は当協会の審査により決定します。

◆支援内容は次のとおりです。

- （１）講師に係る謝金、旅費を当協会の基準により支援します。謝金の基準は、９０分まで５万円、以降３０分ごとに１万円を限度とします（支援の上限は８万円）。限度額を下回る場合は当該額としますが、限度額を超える場合は各団体のご負担となりますので、ご注意ください。
- （２）講師の紹介をいたします。

◆事業の詳細につきましては、研修課までお問合せください。

また、申請書類等はホームページからダウンロードできます。

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 研修課
〒102-0083

東京都千代田区麹町３丁目２番地 垣見麹町ビル３階

TEL 03-3230-2021 FAX 03-3230-2266

ホームページ <https://www.jalsha.or.jp/>

メンタルヘルス対策に関する計画の策定支援等について

事業概要

- メンタルヘルス対策に関する計画（以下「計画」という。）を策定又は改定しようとする地方公共団体を対象に、メンタルヘルス対策支援アドバイザー（臨床心理士等の専門家）を派遣し、計画の策定（改定）支援を実施します。
- また、地方公共団体のメンタルヘルス対策担当者を対象とした計画策定支援等に関する研修会を開催します。

1 計画策定に係るアドバイザー派遣

対 象：計画を策定又は改定しようとする地方公共団体

事業内容：臨床心理士等の専門家をアドバイザーとして派遣し、専門家・総務省による計画策定等に係るヒアリング、助言を実施します。

（1回当たり2時間程度を想定）※オンラインでの対応も可能 ※必要に応じてフォローアップ支援を実施

費 用：無料（派遣に係る謝金・旅費等は当協会が負担します。）

申 込 等：事前に電話又はメールにてお問い合わせをいただいた上、派遣希望日の概ね1か月半前までに「派遣要請書」を提出してください。
日程等を調整し、派遣の決定を行います。

2 計画策定支援等に関する研修会

対 象：地方公共団体のメンタルヘルス対策担当者

研修内容：総務省による計画等に関する説明、専門家による講義、専門家・地方公共団体の担当者間の意見交換等を実施します。

（1回当たり1時間半～2時間程度を予定）

開催方法：対面・オンラインのハイブリッド

受講料：無料（研修会の参加に要する旅費等は地方公共団体でご負担いただきます。）

開催日程：開催場所を含め、後日お知らせします。

申 込 等：開催場所・日程を決定した後、開催案内を地方公共団体宛てにお知らせします。研修会への参加を希望する地方公共団体はそれぞれ設定する期限までに参加申込書をご提出ください。